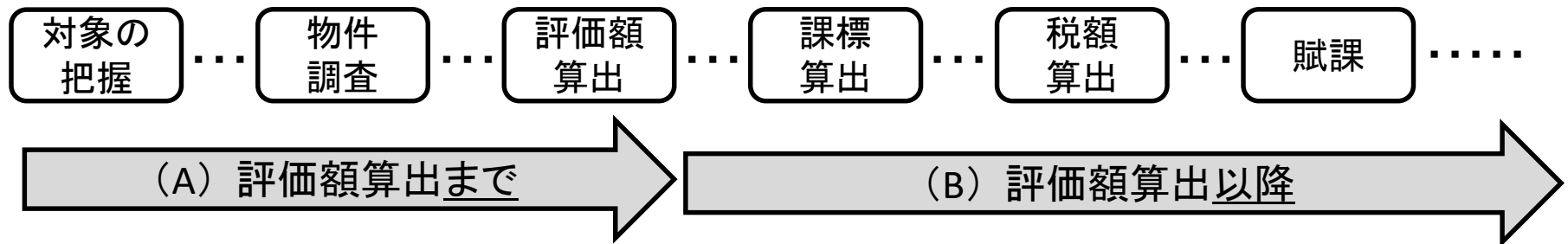


標準化検討対象（評価部分とそれ以外）

- 今回の標準仕様書検討に際しては、土地・家屋の評価に関する部分は検討対象外。
 具体的には、土地・家屋の評価額算出までの過程のみに使用する機能・帳票は検討対象外と整理。

固定資産税 課税事務の流れ



	(A) 評価額算出までの事務	(B) 評価額算出以降の事務	標準化対象か否か
ケース①	○	×	対象外
ケース②	×	○	対象
ケース③	○	○	対象

※ ある機能・帳票について、当該事務に活用する場合は「○」、活用しない場合は「×」

※ ただし、以下のようなケースは「×」として整理

- ・ 活用する地方団体はあるものの例外的であり、ほとんどの地方団体では活用していない
- ・ 活用するケースはあるものの、当該機能・帳票のメインの活用方法ではない

（例：評価額算出のために作成・活用する帳票を、特例適用の有無のチェックのため、確認することがある）

<参考> 省令様式と標準化の関係 (P)

- 地方税法上、課税台帳や名寄帳については、原則、地方税法施行規則に規定されている様式(省令様式)によらなければならない。
 - ただし、電磁的記録により課税台帳や名寄帳の備付けを行っている場合(=システムを活用している場合)は、これによる必要はなく、電磁的に記録されている事項を記載した書類を、省令様式に準じて調製できればよいとされている(地方税法施行規則第14条)。
 - 従って、標準仕様書に規定する外部帳票の印字項目・レイアウトについては、省令様式と完全に一致する必要はないが、省令様式に準じたものにする必要はある。
- ※ ただし、市町村における現行運用が省令様式と大きく乖離している場合は、省令様式を改正することについても検討する。

【地方税法施行規則(抄)】

(固定資産税に係る書類の様式)

第十四条 固定資産税について、次の表の上欄に掲げる書類(その備付けを法第三百八十条第二項の規定により電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第十五条の五の二において同じ。)の備付けをもつて行う固定資産課税台帳の全部又は一部、法第三百八十一条第九項の規定により同条第八項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行っている場合における同項の規定によるみなす土地補充課税台帳、その備付けを法第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行う土地名寄帳又は家屋名寄帳及びその作成を法第四百十五条第二項又は第四百十九条第五項の規定により電磁的記録の作成をもつて行う土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿(次項において「電磁的記録による書類」という。)を除く。)の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(表省略)

2 前項の表の上欄に掲げる書類のうち電磁的記録による書類は、当該電磁的記録による書類に記録されている事項を記載した書類をそれぞれ同表の下欄に掲げる様式に準じて調製できるものでなければならない。

構成団体の皆様に運用を確認した結果、以下のとおり整理いたします。

① 課税(補充)台帳(閲覧用)＜外部帳票＞ オプション

資産ごと(土地一筆ごと、家屋一棟ごと)に所有者の氏名・住所や、所在地・地目・地積、床面積・構造などが記載されている。閲覧の用に供する(自治体によっては交付するケースもある)ために活用。外部帳票であるため、印字項目まで標準化する。③で代用している団体もあるため、オプションとする。

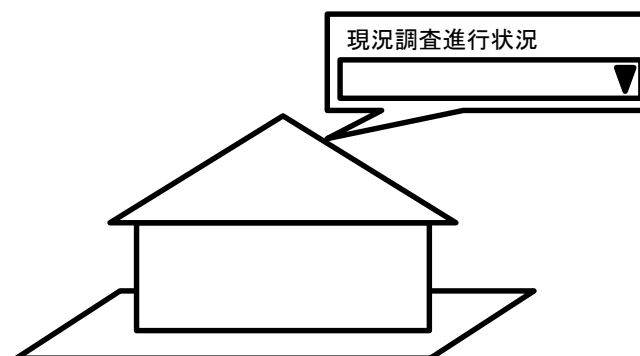
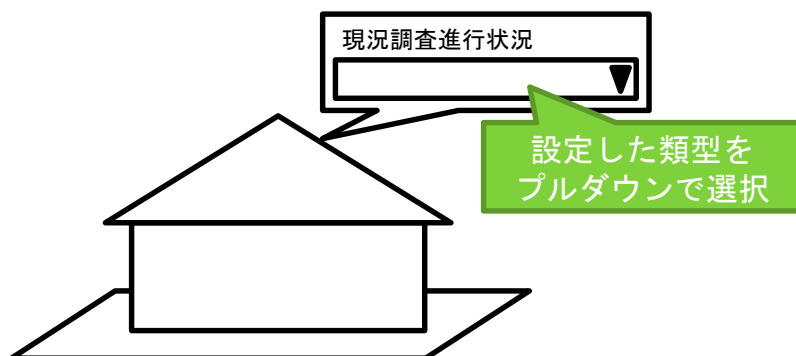
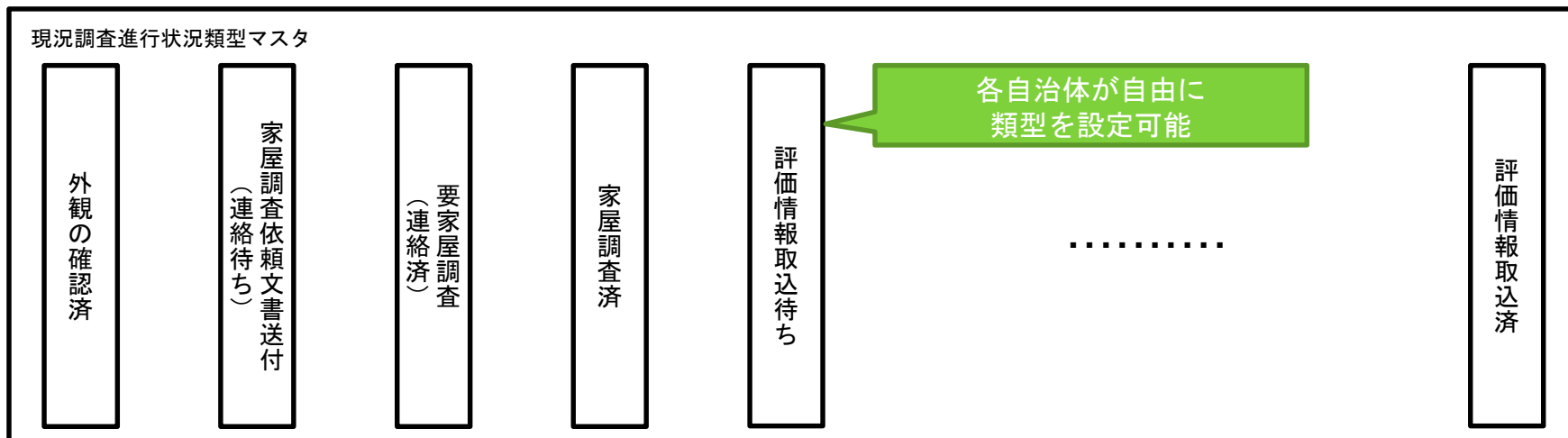
② 課税(補充)台帳(内部用)＜内部帳票＞ オプション

資産ごと(土地一筆ごと、家屋一棟ごと)に所有者の氏名・住所や、所在地・地目・地積、床面積・構造などが記載されている。内部用(所有する資産が多い納税義務者について、資産ごとの情報を確認するため活用)であり、①に比べ印字項目が多いため、①とは別の帳票として扱う(ただし、内部帳票であるため、印字項目までは標準化しない)。活用していない団体も多いことから、オプションとする。

③ 名寄帳 兼 課税(補充)台帳＜外部帳票＞ 必須

納税義務者ごとに、課税標準額の合計額や税額が記載されるとともに、当該納税義務者が所有等する資産ごとに、地目・地積、構造・建築年月日、価格・課税標準額等が記載されている。閲覧・交付用であり、外部帳票として整理するが、内部帳票としても活用される。全ての構成団体で活用しているため、必須帳票とする。

現況調査進行状況管理機能のイメージ



- 固定資産税業務で必要となる情報かつ、固定資産税システム側が他システムから受け取る情報（下記①、③）については、標準化対象となるため、連携機能として、標準仕様書に記載する。
- 下記②及び④から⑤は、標準化対象外。標準仕様書に記載しないが、実装は可とする。

